

# 特定非営利活動法人 横浜シュタイナー学園

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人横浜シュタイナー学園という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市緑区霧が丘3丁目1番20号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、幼児から青年期に至る子どもたちを対象とする、ルドルフ・シュタイナーの教育理念に基づく学園を運営し、さらにルドルフ・シュタイナーの哲学および教育理念に基づいた諸事業を行うことで、社会と地域に対し子どもたちの健全育成をもって寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) シュタイナー教育に基づく横浜シュタイナー学園の運営
- (2) シュタイナー教育の研究および普及活動
- (3) シュタイナー教育に基づく教員養成事業およびその支援
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し積極的に運営に参加できる個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し活動を支えていこうとする個人及び団体。

(入会)

第7条 1. 会員として入会しようとするものは、運営委員代表に、運営委員会で別に定める入会申込書により

申し込むものとし、運営委員代表は運営委員会の議決に基づきその者が第6条各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 運営委員代表は、第1項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、運営委員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 3ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を運営委員代表に提出して、退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及び抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員および職員等

(種別及び定数)

第13条 1. この法人に次の役員を置く。運営委員をもって法上の理事とする。

- (1) 運営委員 6人以上15人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2. 運営委員のうち、1名を運営委員代表、1名ないし2名を運営委員副代表とする。

(選任等)

第14条 1. 運営委員は、総会において正会員の中から選任する。

2. 監事は総会において選任する。
3. 運営委員代表及び運営委員副代表は運営委員の互選による。

4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
5. 監事は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

- 第15条 1. 運営委員代表及び運営委員副代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 運営委員副代表は、運営委員代表を補佐し、運営委員代表に事故あるとき又は運営委員代表が欠けたときは、運営委員代表があらかじめ指名した順序によってその職務を執行する。
  3. 運営委員は運営委員会を構成し、この定款の定め及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 第1号及び第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 第3号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 運営委員の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

#### (任期等)

- 第16条 1. 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
  3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

#### (欠員補充)

- 第17条 運営委員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

- 第19条 1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  3. 第1項及び第2項に関し必要な事項は、総会の議決に基づき、運営委員会の議決を経て、運営委員

が別に定める。

(教員および教員会)

第20条 1. この法人に、教員会を設置する。

2. 教員会は教員により構成される。

3. 教員はシュタイナーの教育理念に基づき、学園の教育活動を支え責任を持つ。

4. 教員会の審議に基づき教員会代表はこの法人の運営等について運営委員会で発言することができる。

5. 運営委員代表は次の事項においてあらかじめ教員会に諮問しなければならない。

(1) 事業計画及び予算に関すること

(2) 事業報告及び決算に関すること

(3) 教員の任免に関すること

(4) 児童生徒の入学に関すること

(5) その他運営委員会で必要と認めた事項

6. 教員の任免、その他教員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決に基づき、運営委員が別に定める。

(事務局)

第21条 1. この法人に、事務局を設置する。

2. 事務局は事務局職員により構成される。

3. 事務局はこの法人の運営に必要な事務手続きおよび会計事務、会員への連絡等を行う。

4. 事務局の審議に基づき事務局代表はこの法人の運営等について運営委員会で発言することができる。

5. 事務局職員の任免、その他事務局の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決に基づき、運営委員が別に定める。

## 第5章 総会

(総会)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 1. 総会は、正会員をもって構成する。

2. 賛助会員は総会において意見を述べることができる。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 1. 通常総会は、毎年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 1. 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、運営委員代表が招集する。

2. 運営委員代表は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは否決されたものとする。

(表決権等)

第30条 1. 各正会員の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 第2項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条及び第31条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数。(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、もしくは記名押印しなければならない。
3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載して議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第6章 運営委員会

(構成)

第32条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第33条 運営委員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 1. 運営委員会は、定期運営委員会と臨時運営委員会の2種類とする。

2. 定期運営委員会は、通常毎月一回開催する。横浜シュタイナー学園の長期休暇においてはこの限りではない。

3. 臨時運営委員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 運営委員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (2) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 運営委員会は、運営委員代表が招集する。

- (1) 運営委員代表は、第34条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- (2) 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 運営委員会の議長は、出席した運営委員の中から選出する。

(定足数)

第37条 運営委員会は、運営委員総数の3分の2の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは否決されたものとする。

(表決権等)

第39条 1. 各運営委員の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 第2項の規定により表決した運営委員は、第37条、第38条及び第40条第1項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
4. 運営委員会の議決について特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 1. 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、もしくは記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、運営委員代表が管理し、その方法は運営委員会の議決に基づき、運営委員が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、運営委員会の議決を経て、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 1. 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員代表は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 第1項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第46条 1. この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに運営委員代表が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、運営委員会での承認を経て総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第49条 1. この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。
2. 定款の変更は、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併



(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第53条
1. この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを行う。
  2. 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決に基づき、運営委員がこれを定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

運営委員代表 江崎 敦雄

運営委員 海野 美香

同 神田 昌実

同 郷田 陽子

同 齊藤 温子

同 濱本 マヤ

監事 入之内 増巳

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定める

ところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会費 月額1,000円以上

#### 附 則

1. この定款は、平成16年10月1日より施行する。

#### 附 則

1. この定款は、平成17年10月1日より施行する。

#### 附 則

1. この定款は、平成23年4月20日より施行する。

#### 附 則

1. この定款は、平成25年2月22日より施行する。

#### 附 則

1. この定款は、平成27年1月13日より施行する。

#### 附 則

1. この定款は、平成27年5月16日より施行する。

#### 附 則

1. この定款は、平成28年10月15日より施行する。

#### 附 則

1. この定款は、平成29年8月10日より施行する。